

能美市通話録音装置貸出申請書

(あて先) 能美市長

通話録音装置の貸出しを受けたいので、能美市通話録音装置貸出事業実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名					
	住所	方書・アパート名 能美市 番地 号				
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
設置先	【固定電話】 — —					
世帯区分	(1) <input type="checkbox"/> 高齢者の単身者 (2) <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 ((1)を除く。) (3) <input type="checkbox"/> 同居家族はいるが、日中は高齢者のみとなることが常態化している世帯 (4) <input type="checkbox"/> その他 ()					
世帯員	氏名		年齢	歳	続柄	
	氏名		年齢	歳	続柄	
	氏名		年齢	歳	続柄	
緊急連絡先	氏名		年齢	歳	続柄	
	住所			電話番号		
	氏名		年齢	歳	続柄	
	住所			電話番号		

通話録音装置の貸出しを受けるにあたり、次の事項について遵守することを誓約します。

1. 通話録音装置は、最善の注意をもって使用し、損傷又は亡失した場合は、速やかに市長へ届け出ること。
2. 通話録音装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。
3. 貸出期間が終了したときは、速やかに通話録音装置一式を市へ返却すること。
4. 電気料、設備費用その他通話録音装置の維持管理に要する費用は、利用者で負担すること。
5. 利用者の故意又は重大な過失により通話録音装置及びその他付属物品を損傷又は亡失したと市が判断した場合は、修理又は弁償に要する費用は利用者が負担すること。
6. 通話録音装置の効果測定のため、市が実施する調査に協力すること。
7. 利用にあたり、市が世帯状況などを確認することに同意します。

氏名 _____